

1992年4月18日
(平成4年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

公有財産管理業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1992年（平成4年）2月19日付で諮問された、公有財産管理業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 市の管財課では、公有財産の状況を明らかにするため、「藤沢市公有財産規則」に基づき、財産の種類別に台帳を整備し、全庁的な把握を行っているが、現在これらの台帳の作成、整理は、すべて手作業により行っている。
- ・ 対象となる財産のうち、土地は約8,000筆、建物は約1,500棟にのぼっており、これらを管理する各担当課からの報告に基づく新規作成、異動処理、廃止手続き等の作業に相当の時間を要しているほか、財産調書明細書作成のための集計、計算作業は、短期間に膨大な事務量を必要とするため、業務の円滑な執行に支障が生じるようになってきている。
- ・ このため、これらの財産台帳の整備を、一部を除きコンピュータ処理によるものとし、事務の正確性の向上を図り、公有財産の管理状況の的確な把握を行うものである。

なお、従来の台帳は閉鎖し、新たにコンピュータ処理により出力された帳票を公有財産規則に基づく台帳とするものである。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- コンピュータ利用の必要性

公有財産台帳の整備は、市が所有する財産を明らかにするとともに、その適正な維持、管理を行ううえで不可欠といえるが、対象が相当数にのぼる中で、現行の処理方法では常にその使用状況や貸借の状況を的確に把握し、また異動等の処理を迅速かつ正確に行うことは困難であるといえるため、コンピュータを利用する必要性は認められる。

- 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力する項目は、土地、建物の前所有者及び貸付、借受に係る相手方の基本的事項のほか、財産台帳に記載されたすべての項目が入力されることになるが、本業務の趣旨からすれば必要最小限の項目であると認められる。

- 他のファイルとの結合

本業務は、単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。

- 安全対策

本業務の処理にあたっては、個人情報の適正な取扱いと安全確保のために必要な事項を定めた、「公有財産管理業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上